

京都市告示第 487号

京都市国民健康保険条例第14条第1項、第14条の7第1項及び第15条第1項に規定する保険料率は、次のとおりとし、平成24年4月1日から適用します。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

1 第14条第1項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- (1) 所得割 100分の8.99
- (2) 被保険者均等割 26,270円
- (3) 世帯別平等割

ア イに掲げる世帯以外の世帯 19,330円

イ 第14条第1項第3号に規定する特定世帯 9,670円

2 第14条の7第1項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

- (1) 所得割 100分の2.93
- (2) 被保険者均等割 8,210円
- (3) 世帯別平等割

ア イに掲げる世帯以外の世帯 6,040円

イ 第14条の7第1項第3号に規定する特定世帯 3,020円

3 第15条第1項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- (1) 所得割 100分の2.76
- (2) 被保険者均等割 9,260円
- (3) 世帯別平等割 4,970円

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)